

## 都市計画審議会及び都市計画決定権限について

- 平成 12 年 4 月 1 日に施行された都市計画法において、従前の「都市計画地方審議会」にかわる「都道府県都市計画審議会」（同法第 77 条）のほかに、あらたに「市町村都市計画審議会」（同法第 77 条の 2）が定めされました。
- 指定都市については、指定都市の特例（同法 87 条の 2）により、都市計画審議会を必置とすることが定められ、大阪市においては「大阪市都市計画審議会条例」（平成 12 年大阪市条例第 22 号）を制定し、「大阪市都市計画審議会」を設置しました。また、都市計画決定権限につきましても、道路や公園等の都市基盤施設、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の面的整備事業、用途地域等の地域地区など、大部分が指定都市に属しています。
- 大阪市においては、令和 3 年に施行された「大阪市及び大阪府における一體的な行政運営の推進に関する条例」に基づき府市一体で広域的なまちづくり及び交通基盤の整備等を進めるため、「広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約」を大阪府と締結し、広域的で成長の重要な基盤となる都市計画の決定に関する事務については大阪府に委託されました。
- これらにより、都市計画区域指定または変更などの大阪市域内において以前より大阪府が決定権限を持つ都市計画と、上記の大阪市が大阪府に事務委託している都市計画以外については、大阪市都市計画審議会の議を経て決定されます。

都市計画決定権限及び都市計画決定の手続きは別表に掲げるとおりとなります。

## 都市計画法以外の法令により大阪市都市計画審議会の権限に属せられた事項

### ○ 建築基準法第 51 条の規定に基づくもの

特定行政庁が、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可する場合、都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経ること。

## 都市計画法以外の法令により大阪市都市計画審議会に意見を聴く事項

### ○ 生産緑地法第 10 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づくもの

市町村長は、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。

市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人（第三条第四項に規定する農地等利害関係人をいう。以下同じ。）の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないとときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会。第十条の四第三項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

# 都市計画決定権限一覧表

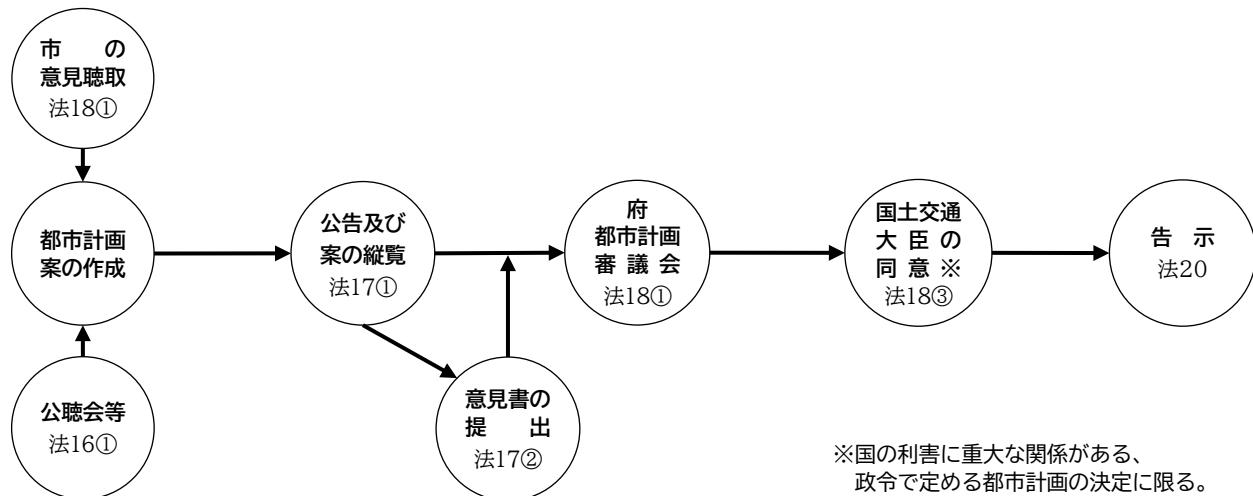
都市計画の内容		都市計画の決定権限			都市計画の内容		都市計画の決定権限		
		都道府県	指定都市	うち府へ事務委託 R3.11.1~	市町村	都道府県	指定都市	うち府へ事務委託 R3.11.1~	
都市計画区域の指定又は変更		○				公共空地			
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		⇒※	○			公園・緑地	国が設置する面積10ha以上	○	
区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)		⇒	○			都道府県が設置する面積10ha以上		○	
都市再開発方針等		○				その他			○
用途地域					広場・墓園	国又は都道府県が設置する面積10ha以上		○	
特別用途地区						その他			○
特定用途制限地域					その他の公共空地				○
特例容積率適用地区					供給施設又は処理施設				
高層住居誘導地区					水道	水道用水供給事業供用水道	○		
高度地区・高度利用地区						その他			○
特定街区					電気・ガス供給施設				○
都市再生特別地区		⇒	○		公共下水道	排水区域が2以上の市町村の区域にわたるもの	○		
居住調整地域						その他			○
居住環境向上用途誘導地区					流域下水道		○		
特定用途誘導地区						その他			○
防火地域・準防火地域					汚物処理場・ごみ焼却場				○
特定防災街区整備地区					産業廃棄物処理施設		○		
景観地区					その他の供給施設又は処理施設				○
風致地区	2以上の市町村の区域にわたる面積10ha以上	○			水路				
その他					一級河川		○		
駐車場整備地区					二級河川	市域内のみに存するもの	○		
臨港地区	国際戦略港湾	⇒	○			その他	○		
	国際拠点港湾	○			準用河川			○	
	重要港湾	○			運河		○		
	その他				その他の水路				○
歴史的風土特別保存地区		○			教育文化施設(学校・図書館・研究施設等)				○
緑地保全地域	2以上の市町村の区域にわたるもの	○			医療施設又は社会福祉施設(病院・保育所等)				○
	その他				市場・と畜場				○
特別緑地保全地区	2以上の市町村の区域にわたる面積10ha以上	○			火葬場				○
	その他				一団地の住宅施設				○
近郊緑地特別保全地区		○			一団地の官公庁施設		⇒	○	
緑化地域					一団地の都市安全確保拠点施設				○
流通業務地区		○			流通業務団地		○		
生産緑地地区					一団地の津波防災拠点市街地形成施設				○
伝統的建造物群保存地区					一団地の復興再生拠点市街地形成施設				○
航空機騒音障害防止地区		○			一団地の復興拠点市街地形成施設				○
航空機騒音障害防止特別地区		○			電気通信事業用施設				○
促進区域	市街地再開発促進区域				防風・防火・防水・防雪・防砂・防潮施設				○
	土地区画整理促進区域				土地整理事業	国の機関又は都道府県が実行する面積50ha超	○		
	住宅街区整備促進区域					その他			○
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域				新住宅市街地開発事業		○		
遊休土地転換利用促進地区					工業団地造成事業		○		
被災市街地復興推進地域					市街地再開発事業	国の機関又は都道府県が実行する面積3ha超	○		
都市施設	交通施設					その他			○
	一般国道	⇒	○		新都市基盤整備事業		○		
	都道府県道	○			住宅街区整備事業	国の機関又は都道府県が実行する面積20ha超	○		
	自動車専用道路	⇒	○			その他			○
	その他	○			防災街区整備事業	国の機関又は都道府県が実行する面積3ha超	○		
	(阪神高速道路)	⇒	○			その他			○
	その他の道路				新住宅市街地開発事業予定区域		○		
	都市高速鉄道	⇒	○		工業団地造成事業予定区域		○		
	駐車場、自動車ターミナル				新都市基盤整備事業予定区域		○		
	その他の交通施設	成田・東京・中部・関西国際空港	○		面積20ha以上の一団地住宅施設予定区域				○
	空港:大阪国際空港、新千歳空港等	○			一団地の官公庁施設予定区域		⇒	○	
	港:地方管理空港	○			流通業務団地予定区域		○		
	その他				地区計画				○
	その他(軌道、通路、交通広場等)				防災街区整備地区計画				○
					歴史的風致維持向上地区計画				○
					沿道地区計画				○
					集落地区計画				○

→大臣同意を要する都市計画

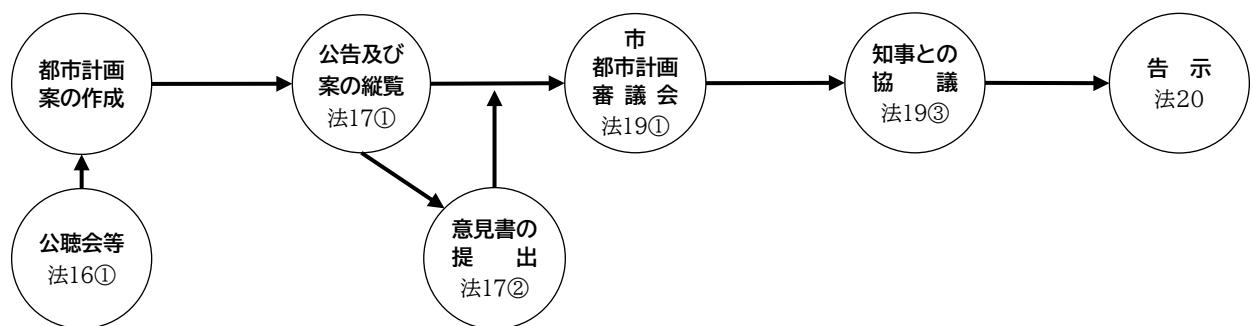
\* →単独都市計画区域の場合に限る

# 都市計画決定の手続き

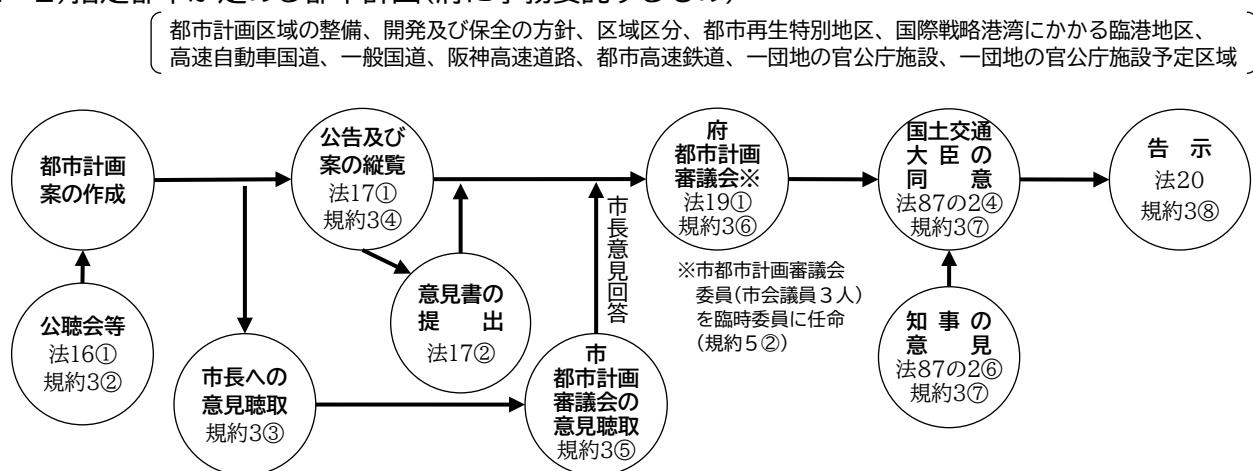
## (1)都道府県が定める都市計画 [都市計画区域の指定又は変更など]



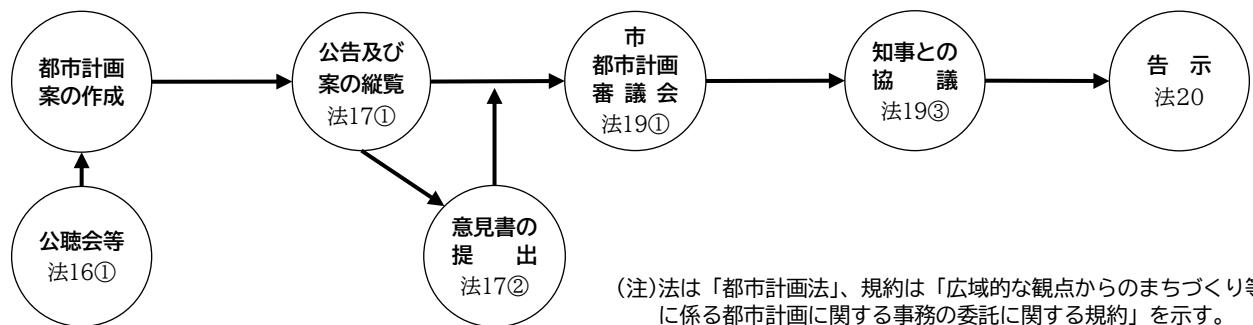
## (2-1)指定都市が定める都市計画 [都市再開発方針等、都道府県道、土地区画整理事業(国・都道府県施行で面積50ha超)など]



## (2-2)指定都市が定める都市計画(府に事務委託するもの)



## (3)市町村が定める都市計画 [用途地域、防火地域・準防火地域、生産緑地地区、駐車場、地区計画など]



(注)法は「都市計画法」、規約は「広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約」を示す。  
数字と○内数字は、法または規約の条数と項数を示す。

## 都市計画法（抄）

### （都市計画を定める者）

第十五条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

- 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画
  - 二 区域区分に関する都市計画
  - 三 都市再開発方針等に関する都市計画
  - 四 第八条第一項第四号の二、第九号から第十三号まで及び第十六号に掲げる地域地区（同項第四号の二に掲げる地区にあつては都市再生特別措置法第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区に、第八条第一項第九号に掲げる地区にあつては港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項の国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に係るものに、第八条第一項第十二号に掲げる地区にあつては都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域（二以上の市町村の区域にわたるものに限る。）、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第六条第二項の近郊緑地特別保全地区に限る。）に関する都市計画
  - 五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画
  - 六 市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業にあつては、政令で定める大規模なものであつて、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるものに限る。）に関する都市計画
  - 七 市街地開発事業等予定区域（第十二条の二第一項第四号から第六号までに掲げる予定区域にあつては、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設の予定区域として政令で定めるものに限る。）に関する都市計画
- 2 市町村の合併その他の理由により、前項第五号に該当する都市計画が同号に該当しないこととなつたとき、又は同号に該当しない都市計画が同号に該当することとなつたときは、当該都市計画は、それぞれ市町村又は都道府県が決定したものとみなす。
  - 3 市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、かつ、都道府県が定めた都市計画に適合したものでなければならない。
  - 4 市町村が定めた都市計画が、都道府県が定めた都市計画と抵触するときは、その限りにおいて、都道府県が定めた都市計画が優先するものとする。

### （公聴会の開催等）

第十六条 都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。
- 3 市町村は、前項の条例において、住民又は利害関係人から地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出る方法を定めることができる。

(都市計画の案の縦覧等)

第十七条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。
- 3 特定街区に関する都市計画の案については、政令で定める利害関係を有する者の同意を得なければならない。
- 4 遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の案については、当該遊休土地転換利用促進地区内の土地に関する所有権又は地上権その他の政令で定める使用若しくは収益を目的とする権利を有する者の意見を聴かなければならない。
- 5 都市計画事業の施行予定者を定める都市計画の案については、当該施行予定者の同意を得なければならない。ただし、第十二条の三第二項の規定の適用がある事項については、この限りでない。

(都道府県の都市計画の決定)

第十八条 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

- 2 都道府県は、前項の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。
- 3 都道府県は、国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画の決定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 国土交通大臣は、国の利害との調整を図る観点から、前項の協議を行うものとする。

(市町村の都市計画の決定)

第十九条 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていなければ、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

- 2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。
- 3 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画（都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。

4 都道府県知事は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、前項の協議を行うものとする。

5 都道府県知事は、第三項の協議を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

#### (都市計画の告示等)

第二十条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定したときは、その旨を告示し、かつ、都道府県にあつては関係市町村長に、市町村にあつては都道府県知事に、第十四条第一項に規定する図書の写しを送付しなければならない。

2 都道府県知事及び市町村長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の図書又はその写しを当該都道府県又は市町村の事務所に備え置いて一般の閲覧に供する方法その他の適切な方法により公衆の縦覧に供しなければならない。

3 都市計画は、第一項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

#### (都市計画の変更)

第二十一条 都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第六条第一項若しくは第二項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第十三条第一項第十九号に規定する政府が行う調査の結果都市計画を変更する必要が明らかとなつたとき、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき、その他都市計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない。

2 第十七条から第十八条まで及び前二条の規定は、都市計画の変更（第十七条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条第二項及び第三項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。この場合において、施行予定者を変更する都市計画の変更については、第十七条第五項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。

#### (都道府県都市計画審議会)

第七十七条 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び都道府県知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、都道府県に、都道府県都市計画審議会を置く。

2 都道府県都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 都道府県都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

#### (市町村都市計画審議会)

第七十七条の二 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる

きる。

3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

(指定都市の特例)

第八十七条 国土交通大臣又は都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条において単に「指定都市」という。）の区域を含む都市計画区域に係る都市計画を決定し、又は変更しようとするときは、当該指定都市の長と協議するものとする。

第八十七条の二 指定都市の区域においては、第十五条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる都市計画（同項第一号に掲げる都市計画にあっては一の指定都市の区域の内外にわたり指定されている都市計画区域に係るものを除き、同項第五号に掲げる都市計画にあっては一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものに関するものを除く。）は、指定都市が定める。

2 指定都市の区域における第六条の二第三項及び第七条の二第二項の規定の適用については、これらの規定中「定められる」とあるのは、「指定都市が定める」とする。

3 指定都市（その区域の内外にわたり都市計画区域が指定されているものを除く。）に対する第十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「ものとする」とあるのは、「ことができる」とする。

4 指定都市が第一項の規定により第十八条第三項に規定する都市計画を定めようとする場合における第十九条第三項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第十九条第三項中「都道府県知事に協議しなければ」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければ」とし、同条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

5 国土交通大臣は、国の利害との調整を図る観点から、前項の規定により読み替えて適用される第十九条第三項の協議を行うものとする。

6 第四項の規定により読み替えて適用される第十九条第三項の規定により指定都市が国土交通大臣に協議しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴き、協議書にその意見を添えて行わなければならない。

7 都道府県知事は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、前項の意見の申出を行うものとする。

8 都道府県知事は、第六項の意見の申出を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

9 指定都市が、二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係る第一項の都市計画を定める場合においては、前三項の規定は、適用しない。

10 指定都市の区域における第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「都道府県」とあるのは、「都道府県若しくは指定都市」とする。

11 指定都市に対する第七十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「置くことができる」とあるのは、「置く」とする。

# 広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約

## (趣旨等)

第1条 この規約は、大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例（令和3年大阪府条例第1号）及び大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例（令和3年大阪市条例第13号）に基づき、府市一体で広域的なまちづくり及び交通基盤の整備等を進めるため、広域的で成長の重要な基盤となる都市計画の決定に関する事務に関し、大阪市から大阪府に委託するために必要な事項について定めるものとする。

2 大阪府及び大阪市は、副首都推進本部（大阪府市）会議において合意されたまちづくり等の指向性を踏まえ、連携調整を図り、都市計画に関する事務を円滑に進めることとする。

## (事務の委託の対象となる都市計画)

第2条 大阪市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、次に掲げる都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する都市計画（以下「都市計画」という。）の決定に関する事務（以下「委託事務」という。）を大阪府に委託する。

- (1) 法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画
- (2) 法第7条第1項に規定する区域区分に関する都市計画
- (3) 法第8条第1項第4号の2に掲げる地域地区（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条第1項の規定による都市再生特別地区（以下「都市再生特別地区」という。）に限る。）に関する都市計画
- (4) 法第8条第1項第9号に掲げる地域地区（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する国際戦略港湾に係るものに限る。）に関する都市計画
- (5) 法第11条第1項各号に掲げる都市施設のうち次に掲げるものに関する都市計画
  - ア 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道
  - イ 道路法第3条第2号に掲げる一般国道
  - ウ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第12条第1項第4号に規定する阪神高速道路
  - エ 法第11条第1項第1号に掲げる都市高速鉄道
  - オ 法第11条第1項第9号に掲げる一団地の官公庁施設
- (6) 法第12条の2第1項第5号に掲げる予定区域に関する都市計画

## (委託事務の管理及び執行に関する手続)

第3条 大阪府知事は、委託事務の管理及び執行については、法第19条等の規定に基づき大阪市が行う場合の手続によることを基本として、次項から第9項までの規定に定める手続に沿って行うものとする。

2 大阪府知事は、都市計画の案を作成しようとする場合においては、法第16条の規定の定めるところにより、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

- 3 大阪府知事は、大阪市長の意見を聴く。
  - 4 大阪府知事は、都市計画を決定しようとするときは、法第17条の規定の定めるところにより、あらかじめその旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供し、縦覧に供された都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに大阪市の住民及び利害関係人から提出された意見書を受領する。
  - 5 大阪市長は、第3項の規定による意見照会に対し回答をするに当たっては、あらかじめ、前項の規定による公告の日以降に大阪市都市計画審議会の意見を聴取する。
  - 6 大阪府知事は、法第19条第1項の規定の定めるところにより、大阪府都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定する。この場合において、大阪府知事は、大阪府都市計画審議会に付議しようとするときは、同条第2項の規定の定めるところによる法第17条第2項の意見書の要旨及び前項の回答を大阪府都市計画審議会に提出する。
  - 7 大阪府知事は、都市計画を決定しようとするときは、法第87条の2第4項の規定により読み替えて適用する法第19条第3項の規定により、国土交通大臣に協議し、その同意を得る。この場合において、大阪府知事は、法第87条の2第6項の規定により、あらかじめ大阪府知事の意見を聴き、協議書にその意見を添えて行う。
  - 8 大阪府知事は、法第20条第1項の規定の定めるところにより、都市計画を決定した旨を告示し、大阪市長に、法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書（以下「図書」という。）の写しを送付する。
  - 9 大阪府知事及び大阪市長は、法第20条第2項の規定の定めるところにより、図書又はその写しを事務所に備え置いて一般の閲覧に供する方法その他の適切な方法により公衆の縦覧に供する。
- 第4条 大阪府知事は、前条に規定するものほか、委託事務の管理及び執行について必要があるときは、次項から第5項までの規定に定めるところによる手続を行うものとする。
- 2 大阪府知事は、都市計画区域が変更されたとき、その他都市計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく、当該都市計画を変更するために必要な手続を行う。この場合においては、前条第2項から第9項までの規定を準用する。
  - 3 大阪府知事は、法第21条の2第1項に規定する土地所有者等及び同条第2項に規定する特定非営利活動法人等による都市計画の決定又は変更の提案の受領等を行う。
  - 4 大阪府知事は、委託事務に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者又は大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）第33条に規定する都市計画の決定若しくは変更をする者が行う事務その他委託事務に係る都市計画の決定又は変更を行う者が実施する事務を行う。
  - 5 大阪府知事は、前条又は前各項に定めるものほか、法令又は条例、規則その他の規程の定めるところによる委託事務に係る都市計画の決定及び変更のために必要な事務を行う。

（委託事務の担当部局等）

- 第5条 委託事務の管理及び執行は、大阪都市計画局（法第19条第1項の規定による付議の受理については、大阪府都市計画審議会）において行う。
- 2 前項の場合において、大阪府知事は、大阪府都市計画審議会に委託事務に関して調査審議させることは、事項ごとに、臨時委員として、大阪府都市計画審議会に大阪市都市計画審議会の委員

(大阪市都市計画審議会条例（平成12年大阪市条例第22号）第2条第2号に掲げる者に限る。)

3人を任命することとし、そのために必要な措置を講ずるものとする。

3 委託事務の管理及び執行については、法又は法に基づく政令その他の委託事務に関する法令のほか、大阪府都市計画法施行条例（平成15年大阪府条例第8号）、大阪府都市計画審議会条例（昭和44年大阪府条例第31号）その他大阪府の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

4 大阪府知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを大阪市長に通知するものとする。

(円滑な実施に向けた大阪府及び大阪市の連携体制の構築)

第6条 大阪府及び大阪市は、大阪都市計画局において都市計画の準備を行うとともに、都市計画手続が円滑に進むよう連絡会議を設置するものとする。

2 大阪府及び大阪市は、都市再生特別地区等に関する都市計画について、大阪都市計画局に民間事業者の相談窓口を設置するものとする。

(経費の負担並びに予算及び決算)

第7条 委託事務の管理及び執行に要する経費は大阪市の負担とし、その細目については大阪府知事と大阪市長が協議の上、別に定めるものとする。

2 大阪府知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、大阪府一般会計歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

3 大阪府知事は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を大阪市長に通知するものとする。

4 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、委託事務の管理及び執行に係る收支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、大阪府知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

(委託事務の変更又は廃止の協議)

第8条 大阪府知事及び大阪市長は、委託事務の状況の変化に適切に対応できるよう、この規約の変更又は廃止に係る申出があった場合には、当該申出に対し、副首都推進本部（大阪府市）会議において誠実に協議するものとする。

(補則)

第9条 この規約に定めのない事項又はこの規約について疑義が生じたときは、必要に応じて、大阪府知事と大阪市長が協議して定めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年11月1日から施行する。ただし、次項の規定については、大阪府の議会及び大阪市の議会のうち最後に議決した議会の議決の日から施行する。

(準備行為)

2 大阪府及び大阪市は、この規約の施行までの間に、住民、事業者その他関係者に対する周知を行うとともに、この規約の施行に関し必要な規程の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

3 この規約の施行の際現に大阪市が法の規定に基づいて行っている委託事務の管理及び執行のうち、この規約の施行前に法第17条第1項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告が行われたものについては、この規約は適用しない。